

定住者確保のためのお試し住宅に係る設置要綱

平成 22 年 3 月 日

(目 的)

第1条 この要綱は、本村に定住を希望する転入希望者（以下「希望者」という。）に対し、一定期間居住するための家（以下「お試し住宅」という。）を確保し、希望者と受け入れる地域との交流と定住の促進を図ることを目的とする。

(貸 付)

第2条 村はこの目的のため、村内に数戸のお試し住宅を確保し、希望者の申請に応じて貸し付けるものとする。

2 貸付は1ヵ月単位を基本とし、1年を限度とする。貸付料は別に定める。

(申 請)

第3条 希望者は定住希望申請書（様式1）を村長に提出しなければならない。

2 村長は申請内容を審査の上、可否を決定し希望者に通知する。

(支 払)

第4条 希望者は上記の貸付料を毎月村に支払うほか、光熱水費などの居住の実費を月毎に支払うものとする。生活に必要な用品は希望者負担とする。

3 貸付途中で退去した場合は、1ヶ月以内はその日までの実費負担とする。

(補 則)

第5条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、村長が別に定める。

(附 則)

第6条 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

「地域お試し住宅」利用規定

この利用規定は、定住者確保のためのお試し住宅に係る設置要綱に基づき設置する「地域お試し住宅」の利用について次の通り規定する。

1. 「地域お試し住宅」の位置

阿智村智里 4389-3 番地 木造 2 階建て住宅

2. 使用料

① 月単位の家賃は 20,000 円とする。

② 日単位の家賃は次の通りとする。

使用期間	1～7日まで	8～14日まで	14日～21日まで	22日以降
使用料	1,000円/日	900円/日	800円/日	700円/日

③ 光熱水費は 300 円/日とする。9,000 円/月とする。

④ ごみ袋など実費負担は別途購入願います。

使用料は各月の前払いとする。

3. 利用可能な施設

6 畳 2 間、8 畳 1 間 (入居時に指定)

勝手・風呂・トイレ

水道 (井戸水)・食器・冷蔵庫・洗濯機

希望により一部農地も利用できます。収穫は後日…

4. 利用上の注意事項

① 又貸しなど申し込み者以外のものの使用は禁止します。

② 大勢人を集めたり、集会を開く、夜大騒ぎをするなど近隣の迷惑となる行為を禁止します。

③ 希望により、備品や什器利用を認めますが、破損の場合は弁償すること。

④ ごみ処理は、阿智村の分別に従い処分し、ごみ袋など実費負担をすること。

入居時にお示しします。

⑤ 犬・猫などペットは屋内での飼育を禁止します。

⑥ 光熱水費は常識の範囲で利用すること。

⑦ 備え付けの固定電話は使用しないこと。

⑧ 緊急時や必要に応じて (事故などの事由により)、村の職員及び空き家所有者が利用者に通告して、住宅内に立ち入り、入居の状況を確認できるものとする。

⑨ その他の事由に対処するため、必要に応じて村及び利用者の協議を行う。

【連絡先・担当など】

阿智村役場 協働活動推進課

定住促進係

TEL0265-43-2220

FAX0265-43-2351